

解放理論に関する議論（諸説）を考える

報告

パネラー

野	北	秋	渡
口	口	定	辺
道	末	嘉	俊
彦	広	和	雄

（順不同）

若干のコメント——報告にかえて

問題提起

議論をはじめめる前に、解放理論をめぐる現在どんな内容で議論されているのか、代表的な意見を三つ取り上げて紹介し、コメントしてみたい。

最初に奥田均さんの『人権のステージ』（一九九八年、解放出版社）。奥田さんは、差別にかかわるいろんな議論を整理したという意味で、大きな仕事をされたと思う。

特徴は、存在論と関係論で従来の議論を整理した、ということである。存在論というのは、要するに部落があること、その実態が貧困であるということから差別が生

まれてくる。存在そのものに差別の原因があるという議論である。そこからは「宿命論」になったり「寝た子を起すな論」になる。しかし本当は、部落の存在が差別を生むのではなくて、ある一定の関係の中に入って差別というものは生まれてくるわけで、そういう意味で必ずしも新しい議論ではないが、そういうことをあらためて提示をした。ただ奥田さんは、答申の議論は「積極的な存在論」と評価する。差別の実態があることをはつきり指摘して、その改善を求めていくということで積極的意味があつたと、歴史的役割としては評価している。

奥田さんの議論の新しい点は、図式を示して「心理面での加差別の現実」「実態面での被差別の現実」「差別事件」「実態面での加差別の現実」「心理面での被差別の現実」という五つの領域と、心理面と実態面のそれぞれに関わる二つの外縁領域を提示し、部落差別にかかわるいろんな領域があることを示した。この整理の仕方については、いろいろな異論があると思う。「加差別」というのは、ちよつと耳慣れない、熟していない言葉だし、いったい何をいつているのか。外縁領域も、心理面と実態面の二つにきれいに分かれるのかどうか、わからない。しかし部落差別を考えていくときに、いわゆる五つの領域だけではなくて、それ以外の直接それが部落差別を残そ

うとか、あるいは残す目的をもっているわけではないけれども、部落差別にかかわっているような意識の問題であることとか、社会のシステムの問題であるとか、そういうものを含めて部落差別を考えていこうという意味では、問題を整理したんだろうと思う。

こういう議論については、融合論の方から反論もあるわけで、外縁領域も含めて差別にかかわる問題だといつてしまうと、そこには戸籍制度の問題や、家族制度だとかケガレの問題だとか、天皇制の問題とか、いろいろな問題が入ってくるわけで、そういうものがなくならない限り部落差別がなくならないということになると、部落解放の課題を先送りしてしまうのではないか、という反論である。どこまでを解放運動の課題にするかは別にして、理論的にはそういう問題とかかわって差別が存在しているということとは間違いなから、議論は議論としてやったらいい。その議論とは別に、運動の課題としてはどこまで取り上げるのかを整理したらいいわけで、こういう議論をするとは差別の解消が永遠のあなたに追いやられるという反論は妙な理屈で、納得がいかない。むしろ今日の時点で、すべてを差別が原因だと説明するのではなくて、もうちよつと違う見通しで考えていこうということになると思う。

私はむしろ、部落差別の解決を遠くへ追いやるということよりも、奥田さんが部落差別を「社会矛盾の集中的な表現」としているところに、疑問が残る。

つまり、部落には貧困であるとか、病気がちな人が多いとか、高齢者世帯・母子世帯・父子世帯など困難を抱えた世帯が多いとか、生活保護が多いとか、不就労が多いとか、いろいろな社会問題があるし、その割合も多いのだが、そういう社会問題は部落特有の現象ではないわけで、そういう意味で、社会矛盾が集中的に現されているんだ、ということだ。そこから、たとえば運動の課題としては、部落差別を問う視点だけではなく、もう少し大きな今の教育制度のあり方だとか、福祉のあり方だとか、民主的な地域社会を作っていくとか、そういうことまで解放運動の課題にしていくという、つまり差別の結果に対する補償を求める運動から差別のない社会を建設していく運動に転換するという問題意識が、当然ある。実際、大阪市内の解放運動をみると、周辺地域とのいろいろな関わりを考えながら、住宅や教育問題、福祉問題を取り上げているわけだ。これからの運動が傾向としてそうなっていくのは避けられないのか、という気も一方ではする。

ただ、部落差別を「社会矛盾の集中的な表現」といつ

てしまうと、どうなるんだろうか。結局それでは部落差別は、社会問題が部落と部落外に現れる程度の問題、量の問題になってしまわないか、という気がする。量の問題ならば、それはもう部落解放運動ではなくなるのではないか。そういうことから取り組まれる運動というのは、部落における市民運動、部落における人権運動、部落における福祉運動であるかもしれないけれど、部落差別をなくすための部落解放運動というのは、少し変わってこないか。これは、理屈の上でのことだが、実際の運動もそうした問題をはらんでくるのではないか。

例えば解放会館をどう位置づけるかとか、周辺地域も含めた人権文化の情報センターにしていくとか。そうなればそうなるほど、地域の中の求心力はなくなっていくかもしれない。それでも周辺にむけて打って出るのだとか、いろんな選択肢や課題があるのだろうか、非常に難しい問題になってくるだろう、という気がする。

いずれにしても、そういう変化しつつある部落の現実を反映して、これからどう運動を取り組んでいくか、そういう歴史的な役割を担った議論ではないか、という気がする。『人権のステージ』に関しては、そんなふうに読んだ。

二つめは藤田敬一さんなど雑誌『こべる』を中心にされている議論で、近年は『「部落民」とは何か』という本が出た（一九九八年、阿吽社）。藤田さんからの問題提起を受けて、それに共鳴する人たちが集まっている。藤田さんが問題にしてきた議論は、それなりに支持や共感を得ている。なぜそういう共感を得ているのかということ、考えなければいけないと思う。

私なりに考えると、今まで何を議論するにしても、解放運動という枠組みで議論してきたので、運動全体を否定するわけでもなくとも批判的な議論は、研究者などでもきていなかったと思う。そういうことを議論することは、後ろから鉄砲で撃つことになる、運動の論理が働く。ある人にいわせれば、「撃つてもかまわない、当たらなければいい、警告の意味で撃つのは大いによろしい」という人も中にはいたが、全体としてはそうはならない。歴史の分野でも、松本治一郎の戦争責任の議論などは、なかなかしにくい状況が続いた。

そういう状況にあって、運動の意見を代表するとか、どの組織を代表してものをいうとかではなくて、いつさの組織、団体を代表しない、個人の資格で議論しようという。そういうことが、ある種、議論の風穴を開けてきた面は、確かにある。また、そういう議論をみんなが

ほしがっていた、ということもあるわけで、どこまでできるのかわからないが、研究所なんかもそういう場を提供すべきなんだろうと思う。そういう意味で、かなりの人が共鳴、共感している。私は「こべる」の会議に行つたことがないから、雰囲気はよくわからないが、端から見ているとあそこの議論はおもしろい、ということになって、続いている気がする。

「こべる」のグループの意見を象徴しているのは、たとえば藤田さんが最初からいつている「両側から越える」という問題。具体的にどういうことなのか、何をどうしたいといっているのか、私には具体的なイメージとしては湧いてこないのだが、一つは差別・被差別の関係を絶対化しないということ。もう一つは、組織も団体もなにも代表せず個人として発言するということいい方からもわかるように、個人として部落問題にかかわっていかうということ。組織とか運動を背負うのではなく、個人として、立場を問わず議論し、「両側から越える」ということになってくる。

私も部落問題とのかかわりというのは、非常に個人的な問題が大事で、組織としての解放運動はそれはそれとしてあるのだけれども、その中でも一人ひとりが部落差別とどうかかわるかとか、運動とどうかかわるかとか、

あるいは部落外の間人がそういう解放運動とどう向き合っているのかとか、自分たちの身の周りにおける差別の現実とどうかかわるのか、どう変えていくのかとか。そういう個人がどう部落問題にかかわるのかということとは、これまで弱かった視点だし、非常に大事だと思う。

ただ、現実の問題としては、部落差別の問題をそんな個人の問題に、すべてを個人の生き方に還元してしまっているのか、という気はする。個人としてかかわるといふことはいいが、その個人というのは、いろんな意味で組織とか立場だとか、歴史性に規定されているわけで、このグループで議論されているように、抽象的に個人として今の世の中に存在しているのかな、という気がする。そういう点、いちばんひっかかるところである。

三つめに、融合論という考え方の代表として、杉之原寿一さんの議論を考えてみたいわけだが、とりあえず『部落問題研究』一四二輯（一九九七年）で、杉之原さんが書いている「『新たな解放理論の創造』を放棄した解同」という論文を取り上げる。

融合論がどういう枠組みで部落問題を考えているのかという、部落問題というのは、「明治維新以後も国民の一部が、封建的身分的差別の残滓のために歴史的・地域的に差別され、不当な人権侵害を受け、経済的・社会的・

文化的に低位な生活を強いられてきた近・現代の社会問題である」ところが現実を見れば、そういう不当な人権侵害も減ってきているし、経済的・社会的・文化的に低位な生活も改善されてきている、格差もなくなってきたというわけだから、そういう意味での部落民も、もう過去の存在だ。部落問題の解決というのは、部落民が部落民として解放されるのではなく、部落民が部落民であることから解放されていく、という筋道で考えればいいんだ、ということになるわけである。

こういう意見は、たぶん昔からあったと思う。必ずしも、最近出てきた理論ではない。融合論といういい方は新しいが、ただ部落差別を身分差別の問題として、それが時代とともになくなりつつあるんだから、あえて解放運動をしなくてもいい、あるいは水平運動の旗を掲げなくてもいいという議論は、考えてみれば昔からあったわけ、議論の中身としては、実はそんなに新しくない。戦前でいえば、部落改善運動とか、融和運動とかといわれるような議論と共通している。どういう時代にいわれているのかというのは違うが、理屈としては、戦後に同和会などがいつてきた運動の理解とどれだけ違うのか。ということとは、そういう議論は、昔からあったわけだし、そういう意見を反映した運動も昔からあったわけで、今

も部落の中にそういうふうを考える階層の人たちも、もちろんいるわけだし、あるいは六千部落を眺めてみれば、地域として基本的にそういうスタンスで部落問題にかかわっている地域もある。

私は、個人的な好き嫌いでいえば反対だが、こういう議論がでてくるのは、部落は多様だという意味では、いつの時代でもありうることだ。だから、そういう部落がある意識、ある階層を反映した解放理論であるわけだから、そういう意見は、いくら批判したからといってなくなるわけではない。部落解放同盟というのも、おそらくそうだと思う。こういういい方をすると、お前は何者だ、どういう立場に立つのだといわれそうだが、部落のすべての人の意見をいつでも反映していたわけではなくて、必ず部落の中のある部分の意見を色濃く反映して解放理論を作ってきたし、運動を組織してきた。そのことが部落全体の利益に合致するから、あるいは合致すると考えられるから、部落ぐるみで組織を作るとか、まとまった運動をすることが可能だったと思う。戦後だけでもいくつかの綱領があるが、その綱領がそれぞれの時代の、すべての部落のすべての部落民の意識を反映しているとは、いえない。それぞれ、ある時代のある部分の意識あるいは利害を反映していた運動だった。そう考えれば、

今の解放運動もそうだとということになるわけで、実際にはいろんな運動がありえて、その中で、どういう運動のあり方が一番差別の克服に近いのか、あるいはより部落全体の利害に合致しているのか、ということ組織は強くなったり膨らんだり、社会的な支持をもったりしていく。そういう現実で勝負が決着していく。そう考えれば、融合論みたいな考え方もこれからもたぶん残っていくのだろうという気はする。

融合論の差別のとらえ方として一番大きな点は、基本的に部落問題の解決は部落からの解放だという、この議論をどう考えるかということだろうと思う。これは杉之原さんだけではない、ほかの方もいつているが、部落差別と他の差別は決定的に違うんだ。女性問題とか人種・民族の問題は、それぞれ違いがあつて、女性としての解放であつたり、民族としての解放であつたり、ある人種としての解放だ、というふうにいふわけだが、部落問題だけは違う。部落問題はそういう違いはないから、部落民としての解放ではなくて、部落民からの解放なんだ。そういう部落差別の独自性を強調して、部落外の地域・人びととの共生などということとは、差別を固定化したり永遠にしたりすることになる。それは同和事業を永遠にとりたいたいからだ、という結論になる。

しかし、本当にそうなのか、という気がしてくる。私なんかは、率直にいうと、部落と部落外にも違いはあるだろうから、部落民としての解放というのが、基本という気がしている。ただ、先ほど述べたように、部落の中にもいろんな人がいるから、そういうことはあまりかわりたくなくて部落民であることを忘れたい、と思っている人もたくさんいるわけだし、部落民であることを忘れようとは思っていないけれどもそんなに四六時中かわっているとか、それを背負って生きていくという実感はないとか、部落出身だけでも他の人権の問題であるとかマイノリティの問題にかかわっている方が楽しい、そこで自分を実現したいという人もいるわけだから、みんながみんな、部落民としての解放でなければならぬ、という議論を私はするつもりはない。「部落民としての解放で、なぜ悪いんだ。両方の道があったって、いいじゃないか」と。むしろ基本は、部落民としての解放ということすら実現しないような社会で、部落民からの解放はあるのか、という気がするわけで、ここは大きな問題なので、しっかり議論をしてもいいだろうという気がしている。

批判的なコメント

当然のことながら、以上のような議論に対する批判もある。例えば、月刊『解放の道』の一九九九年一月号に掲載されたシンポジウム「差別とは何か」の記録。その中で、峯岸賢太郎さんの発言は、根底に解放同盟に対する批判があるわけだが、融合論に対する不満というのか、違和感というのをかなり率直に書いている。冒頭、どういっているかというのと、「私は差別を差別一般として取り上げることにはどれほどの意味を持っているのかを疑問視しています。従って差別一般について規定することに禁欲的です。それは反差別統一戦線、反差別統一運動といったものが成り立つのか否かという疑問にもつながっています」と。だから、人権擁護推進法というような法律の作り方も賛成できないという議論になる。ただ、峯岸さんは差別という問題をとらえるときに、それぞれの差別の個性とか、特殊性とか、普遍性との関連・統一というものを大事にしなければいけないということもいっているわけである。個性性というのはどういうことかというのと、「個々の差別はそれぞれ性質が異なっており、その成立の条件も異なっている……従って差別の解決は差

別一般を解決するのではなく、個々の差別問題の解決に取り組んでいくという方向を取るべきだと考えます」ということは明らかに、人種差別や女性差別とは違って、部落差別だけ特殊なんだという議論の立て方には、非常に懐疑的なんだと思う。特殊だといえばすべての差別は特殊なんであって、現象にしても本質にしても、歴史にしても、部落差別だけが特殊だといういい方に反対なんだろうと思う。そういう意味で、融合論や杉之原さんの議論には、ちよつと承服できないところがある。

二つめの特殊性というのはどういうことかというところ、それは歴史性だという。「階級一元史観とは差別はすべて根元が階級支配にあり、階級支配が解決されれば差別はすべて解決されるという一時期流行った安直な、現実ばなれした考え方です。最近の歴史学においてもこの考え方は後退しています」と。階級一元史観という言葉でこれのことを指しているのかわからないが、杉之原さんはこのシンポジウムの別のところで「様々な差別がありま

すが、基本は階級差別、支配・被支配の関係の中で出てくるものだと考えます。その他の様々な差別は階級差別を補強・強化するために作り出されている副次的な差別である」とは考えています」と発言している。そういういい方に対して、たぶん峯岸さんはかなり抵抗がある

のだろう。部落差別の特徴を習俗的差別といっていいかどうか批判もあるが、峯岸さんは、部落差別の固有な性質をできるだけ歴史の上でも問題にしたいという意識があるように思え、私はその限りで峯岸さんの議論はおもしろいと思っている。

それから、野口道彦さんは東日本部落解放研究所の紀要に載った論文「部落とは何か、部落民とは何か？」で、部落の変化を押さえた上で、地域・系譜・職業という三位一体的な結びつきをなお維持している部落は実際にはほとんど崩れていっており、「部落出身者とみなされて差別された人は、部落民だ」と定義するほかないとされている。現実には、そうかも知れないと思う。もはや三位一体的な部落などというのは、現実には非常に少数になってきているのかもしれないが、私の問題意識からいうと、現実はそのなんだけれども、社会というか、世間がもっている部落のイメージというのは、相変わらず三位一体的なものとして見ているのではないか。それが部落差別の現実なのではないのか、と思う。

同じように、石元清英さんが「あまりにも一面的な部落観」(『脱常識の部落問題』かもがわ出版、一九九八年)で、「部落の産業と聞いて、まず皮革業を思い浮かべる人は少なくないであろうが、実際には……皮革業とは無縁

な部落のほうがはるかに多いのである」と述べている。現実には確かにそのとおりだと思っけれども、そういつてみて何になるのか、という気もする。今は皮革業にかかわっていない部落が多いし、皮革業というところかなり大規模に皮なめしをしているとか、屠畜にかかわっているというイメージだが、しかし、草場の権利をもっていないかった部落は別として、多くの部落は江戸時代にはその身分に固有な仕事として死んだ牛馬をとりあえず処理することはしてきたのだし、その歴史的事実が根底にあって、部落の人は生きた動物を平気で殺すとか、人のやらないような仕事をするとか、怖いとか恐ろしいといったイメージが作られてきているのではないか。今は皮革業と関係ないといくらいつても、差別意識の克服にはならないのではないか、という気がする。そういう現実を指摘することに意味がないといっているわけではないが、にもかかわらず、相変わらず多くの人びとは「部落はこわい」といつて差別をし続けている、というのが現実でもあるのではないか。

最近、部落解放同盟大阪府連合会が差別事件の例をまとめたパンフレットを見ても、確かに身元調査などの差別事件は、大企業が就職差別をするためにするとか、差別の起こり方は非常に近代的だけれども、部落に対する

イメージは、やっぱり部落は怖いところ、部落民は怖い人だと思っているわけだし、やっぱり皮だとか皮革だとかをやっているかどうかで、部落かどうかを判定するということをしている。まさに、そういうところに部落差別の特殊性、歴史性が現れているわけで、現実がそうでないにもかかわらず、なぜ人はそういう所として部落をイメージし続けるかということが、大きな問題だという気がする。

これは私の問題意識が色濃く表れているのかもわからないが、部落と部落外の違いとか、差異というのは、今でこそほとんど問題になくなっていいようになってきたが、少なくとも高度経済成長が始まるぐらいまでは、どこの部落なのかは一目で見ればわかったし、部落の人の職業構成なども周辺の地域とは違っていたわけで、今そういう違いがほとんどなくなってきたからといって、その違いが歴史的にはあった、あるいはそういう歴史を見て人びとの差別的な意識も形成されるということ、抜かして説明してはいけないような気がして、その差異に私なんかはこだわっている。

これも『脱常識の部落問題』で、鍋島祥郎さんが書いている文章「部落の「学力問題」は「差別の結果」か」のなかで、「部落民」をめぐるアイデンティティの発現

の仕方を観察すれば、必ずしも部落民とは「被差別」であり「被害者」であり「他者規定的」のではなく、血統や地縁を拠り所にして求心力が存在している」と述べている。これを読んで感じたことだが、大学にしても高校にしても進学率の差がなかなか最後のところで縮まらない、それをいつまでも差別の結果だと、あるいは差別の現実がこういうところに表れているという議論だけで説明できるのか、という気は私なんかは何年か前からしている。そういう側面も昔は非常にあっただろうし、今でも本当の意味で平等に競争できているのかというところ、そうでないのかもわからないが、別なところから考えてみると、部落の中で、教育観とか学歴とか、そういうものにとだけ重きを置いているのかと。つまり部落外の地域で、教育とか学歴とかいうものに対して、考える考え方、重きの置き方と、歴史的に、あるいは今でもそうかもしれないが、部落の中で学歴も教育も大事だが、差別されてそういうものを奪われていたからこそ、そういうものに対する願いが強いという面が一面であるが、もう一面で、やっぱり学歴より実力だと、生きていく知恵をつけたほうが賢いのではないか。そういうことが、高校進学にしても、最後の何パーセントのところまで周辺地域と格差が縮まらないということにかかわっていないの

だろうか。つまり鍋島さんは、差別というものを考えるときに、まず差別ありきで、部落民とはそもそもなくて、差別があるから部落民があるのだということではなく、もつと部落民ということ自体に血統とか地縁をよりどころにした求心力があるのではないかとか、あるいは、「血統や地縁の観念を中心とした渦に、歴史的な機会の不平等経験と被差別体験によって生成された「被差別感」を流し込むと、この集団においてどのような世界観・社会観が生成されていったのか。ひいては、どのような教育観が家庭教育を支配し、どのような学習観が子どもをとらえるのか」ということを議論して、部落というものを考えていったらいいのではないか、と述べている。私もそうかもしれないな、と思って読んでいた。

最後に、『ひょうご部落解放』八七号（一九九九年五月）で角岡伸彦さんが、「部落民とは誰か」という特集をした『現代思想』二月号を書評している。角岡さんは新しい世代をある意味で代表しているというか、象徴しているわけで、この特集は「私には多くの部落民の意識と離れたところで議論されているような気がしてならない。藤田敬一氏がこの特集で書いているような、部落民かどうかをめぐって自分が何者なのかわからない、自己の存在が確定できずに不安をもつ人など、まずいない」と書い

ている。また、「部落民という自覚やアイデンティティがないからといって不安にはならない。部落民とは誰かを一番悩んでいるのは一部の学者や運動団体ではないのか」とも述べている。たしかに部落民がわからなければ、部落民という本質規定ができないと、運動にならないという事ではない。

今日は議論の素材の提供ということで、あまり絞った話にはならなかった。いま、さまざまな議論が起きている。それは現実の部落、部落に住む人びとの意識、さらに部落をめぐる社会そのものが多様になってきているからだろうと思う。あるいは昔から多様であったのだろうが、それが表面に出てきただけなのかもしれない。

特集の目的に沿えたかどうか心もとないが、私なりに関心のあるいくつかの議論を紹介してみた。みなさんで存分に議論をしていただければ幸いである。

報告後の討論

部落民の規定

北口 先ほど渡辺さんがいわれた『部落民としての解放』ではなく、『部落民からの解放』である」について、杉之原さん自身は要するに「部落民」とはどんなふうの規定しているのか？

渡辺 「部落」とは、封建的身分制が解体された近代以降も、旧賤民身分のうち主として「穢多」を出自とする人びとの集住地として、身分的差別の残滓のために差別の対象とされ、経済的・社会的・文化的に低位な状態に置かれてきた地域」と。「部落民とは、そうした「部落」に生まれ育ち、あるいは「部落」に居住していたという理由で、基本的人権を侵害されてきた人びと、ということだから、もはや封建的身分制は遺制としてしかないわけだし、そういう人たちがその遺制に基づく差別のために低位な状態におかれていることも、もうなくなった」と。較差にしてもなくなってきたり、結婚にしても増えている、ということでしょう。

北口 要するに、消滅しつつあると？

渡辺 そうだ。そういう状態から、かつて部落民と呼ば

れた人たちは脱していつているわけだから、彼らからいえば、部落民という存在自体がなくなってきた。「いずれも今日ではすでに消滅しつつある過去の存在であり、実体としては存在しなくなってきた」と。部落民として解放されるということは、論理的にも、ありえないわけだ。しかし、部落と呼ばれているところに生まれ育ってきたとか、あるいはそういう地域に住んで差別された経験がかつてあるとか、いうことは、ずっと残っていくわけだから。少なくともかつて部落民であった人はなくならないと思う。部落差別はなくなっても、部落民というのは残るのではないだろうか。また、残って何が悪いんだという気もする。

北口 私も部落民としての解放だと思っている。いずれ、そういう概念も長い歴史の中で忘れ去られると思うが。彼らのいつているのちがうと思う。たとえば、今日でも、元土族であるとか、元何々であるとか、という人もいるけれども、ほとんどの人はいわない。つまり、部落民としての解放を思いつつ、部落民としての解放を果たした後、部落民という概念も死滅するのではないかと、思う。

野口 どれぐらいの時間の幅をもって考えるかだ。その辺のとり方によって、これはかなり変わってくる。いつ

てみれば一〇〇年、二〇〇年のタイムスパンで考えてみるとときには、部落民そのものの存在というものは、なくなってしまう。だれも部落民だというアイデンティティをもっているような人はいなくなる。これは、当然起こってくることだ。ところが、これから、一〇年、二〇年のタイムスパンで考える場合、つまり過渡的な状況で考える時、部落民としての解放というかたちでの戦略をたてていくのか、あるいは部落民からの解放を戦略として考えていくかによって、非常に違ってくる。だから、二〇年か三〇年ぐらいのタイムスパンで考えたときには、ぼくは「部落民としての解放」が基本にすえられるべきではないかと考える。

北口 部落民からの解放といった場合、運動の主体は誰が担うのか、というふうになりはしないか。たとえば全解連であっても、運動の主体は、部落民からの解放というのは問題が残るのではないか。

秋定 融合だから。一般的にいうと、市民的同化をめざすので主体性はぼやけるのではないか。

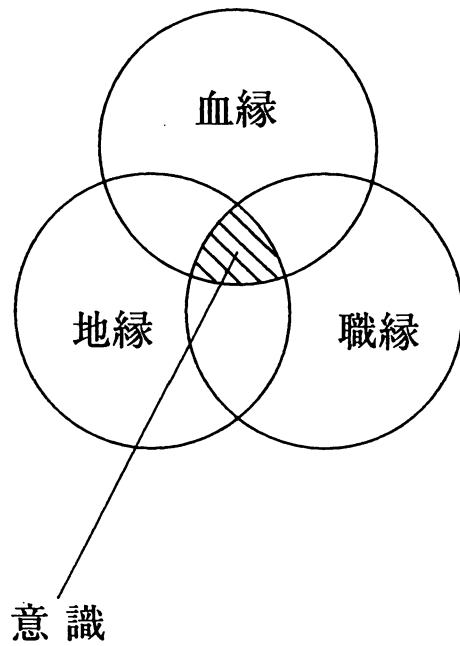
北口 そうですね。

秋定 全解連の側からいうと、民主主義的な市民運動の中に部落民も入っていく、市民的な平等関係を成立したらそれでいい。部落民が限りなく一般の方に近づき、一

般の人たちが限りなく部落民に近づき、その相互作用を予定していたその時期がきたのだ、と。

北口 以前から一貫してそのことをめざしてきたんだね。

秋定 多くの問題意識は、これまでの研究史をふまえて、歴史の方から発言するので渡辺さんとずれるが、縦軸が強い図式を考えている。こういう図になる。



井上清さんなら三位一体の、ここへまとめるものとして身分を入れるだろう。

渡辺 ええ。

秋定 ほとんどの場合は、身分というのは、政治的・法的な概念で、公的象徴・公的なシンボル。しかし、血縁・地

縁・職縁は、三つとも、生活シンボルだ。民衆は互いにそれらを意識しているという構造でいわば共同体的概念である。政治と共同体の双方が流動的にくくりおうていた。これが、戦前の日本、あるいは江戸時代からずっと続いている。それが、だんだん近代になると、分離していく。ところが、地縁と血縁は、伝承的要素がよくわりと残る。これが地区改良で構造の変化が進行する。逆に入ってくる人もいるけれども。そのときに、入ってくる人は、そこから私の考えなんだが、いったん部落へ入ってきたら、一般社会からは、部落民だとみなされる。これは一般の人が結婚して入ってくるとか、住居条件がよかつたとか、いきさつがいろいろあるのだが、どんないきさつであれ、その地域に入ってくれば、部落民だとされる傾向がつよい。運動が進めたことは、戸籍を調べさせない。となると、出ていった人が調べられないのだから、一代目ぐらいは、どうなるかわからないが、二代目、三代目とまた住居を変えていけば、出身だというふうにはわからなくなる。それが、私は近代だと思っている。部落の近代史、現代史は、個人がばらばらになっていく過程だ。

上部構造もそうで、部落民自身がやはり差別を差別として悔しい思いをして意識して、あるいは劣等感や逃亡

者感をもって、ということがある。一般社会が差別意識で、市民生活で、あるいは仕事上で、さまざまな衣食住で、場合によっては現在ののように結婚差別がとりわけ強固に残ったということになってくる。そしてそれなりに思想や意識構造の方も変わってくる。

その総体の四つのポイントを私は今あるのかないか、といったら、身分的構造はなくなったが、共同体にまつわる他の三つの象徴はうすれたり変化しながらあると思う。これは、野口さんのいうとおりに時代が、どんなすすみ、変化するなかで教育や運動・行政の取り組みがしっかりしていくと変わっていくのか。問題は、そこだ。そういう平板な経過を近現代史というのは、約束してくれるかということが問題だ。それは、ヨーロッパのように市民社会が徹底してそういう方向へ行けば、約束してくれるのだというのが大塚久雄さんとかいわゆる近代主義者・近代化論者の論議である。ところが、近代主義やマルクス主義の枠組みが崩れてしまった。スターリン主義はポルポト的社会主义を生み出してしまった。渡辺さんは、おっしゃらなかったけれど、いま、国民国家論がでてきている。これを読んでみたら、これは国民融合論とは整合しない点がある。というのは、あの私たちの理論では、近代というのは、そもそもマルクス主

義が考えているように、民主主義を実現してくれる理想的なかたちに実現するかわからない。近代社会は、差別を残したまま新たな差別を付け加えて、部落差別にしる、失業者（階級）の問題にしる、あるいは女性・民族の問題にしる、新たな差別を付け加えた上で近代は成り立っていったのだという。近代国家は、国民統合を行うといったとき、必ず対立的な両方の言葉や立場を内包する。

国家を象徴すべき、経済・生活のうえの目標とすべき、総合的なイメージがあつて、片一方はマイナスイメージがあつて、そのマイナスイメージのなかに部落問題が入っている。そして、女性、朝鮮人、あるいはアジア、そういう近代主義にとって否定的な存在が入っている。天皇制にしる、模範的な青年にしる、上位的価値の存在と合体した上で、国民国家は成り立っている。そのところを国民国家論者にお聞きしたいところなんだけれども、部落問題の解決がどうなるのかをそっちの理論枠組みで考えているのかどうか。したがってこれまでの歴史研究からみて、近代史においても枠組みとして考えてくるなら、現代もそうかといっているわけだ。

野口 秋定さんは、国民国家論といった場合、誰を念頭に置かれているのだろうか？

秋定 部落史では、若い世代でいうと今西一さんなどが

そうかと思う。大塚久雄さんや講座派など近代主義やマルクス主義は、封建批判でやってきた。そのことで部落問題の解決を考えて枠組みを立てたときに、では国民国家論とどう違うのか。一致しないまでもどこかで重なるところがあると思う。重なるところと違うところを明らかにしていただきたいと思う。

渡辺 きょうは歴史的な話には、入らないようにしませんか。それはまた、別の機会に交流会でやりましょう。

秋定 いや渡辺さん、このことは現代を理解するのに基本的なところだ。私が図式化したこの議論は、渡辺さんの議論ともかかわってくるし、とくに杉之原さんの議論にかかわる。歴史の中での議論からいうと、とくに奥田さんの議論を渡辺さんが要約されたが、ぼくがわからないうのは、これまでの社会学の理論や考え方とどう違うのかをはっきりしてほしいということだ。

北口 杉之原さんの議論とはちがうが、秋定先生は職縁と血縁と地縁といわれた。戦後は社会が、発展していく中で結婚差別事件が発生している。結婚差別は、一九六〇年代、七〇年代が中心だ。なぜそういうことになったかという、戦前というのは、だいたい八割ぐらいは見合いで結婚している。見合い結婚というのは、最初からつりあいとれるようなかたちになっている。それが戦後

になって、自由恋愛が増え、七割ぐらいになる。そこで、自由恋愛という意識が発展していけば、それにともなつて部落に対する偏見もなくなっていくかなくてはいけない。しかし、ここに大きなギャップがある。差別意識が存在したまま、一方では恋愛結婚が増えていく。ある意味で進んだ意識。しかし、もう一方で、同和地区に対する偏見の克服というのが、追いつかない。このギャップが、いわゆる一九六〇年代、七〇年代の結婚差別事件となつてあらわれている。

秋定 その関連でいうと、昭和の頃になると、明治・大正よりも、すこしづつだが、結婚が広がっていく。そのときは明らかに底辺層で、見合いのことをいうのは中産階級でしょ。職工とか、雑業層は、だいたい自由恋愛だ。そのところで、ぼくは部落問題を結婚の問題にからませば、戦前から都市の場合だったら、あったのではないかと思う。戦後、それがどっと増えている。

北口 戦後、それが広がれば広がるほど、職縁が広がれば広がるほど、職縁というのは当然、工場とかに集められて、集中していく。その戦前というとならえかたがいいかどうかかわからないが、戦前になると、かなり集まる範囲も限定されていると思う。ある程度、どこの出身かというのは分かる。しかし戦後になると、急に職縁という

か、それが肥大化する。

秋定 戦前の場合の部落産業というのは、まさに地縁と血縁とがいつしよになつてゐる。

北口 そうですね。

秋定 場合によれば、地縁と職縁（居住・就職）がいつしよということがとくに戦後になると、今度は一般企業へ。戦前だと、企業の母体自身が部落産業ないしは部落にある資本家が、戦後、一般産業の中へ部落民も一般の人でも働く機会が増えていくわけだ。そこで出てくる恋愛の問題というのが生活水準や教育水準の向上があることを背景に増加する。だからこそ差別事件が増えてくる。

知らなかった、隠していたという条件での結婚がはじまると知った上で、そうではなくごく少数であれ部落出身だと知った上で、一般の人も結婚している。

渡辺 ぼくは、戦前のイメージはないが、そうした変化は戦後というよりも高度経済成長期ではないのだろうか。

秋定 その前の一九五一（昭和二六）年以降に、広島や岡山の結婚差別事件がその後、学校での差別事件などがずっと出てくる。大阪では、一九五二（昭和二七）年の日紡の女子労働者の差別事件で部落の労働者が退職、一般企業での部落出身労働者の差別事件としては、戦前か

らはあつたとしても戦後では初めてではないか。このころは、一般企業への就労は少なく、多くは小企業や日雇的労働が中心だつた。

四つの指標

北口 先住民族年のときに、先住民族を規定する四つの指標があつた。それを部落問題に当てはめると、属地性（地縁）、属人性、それに自己認定性と被差別性となる。つまり、職縁のところの対人との関係でいうと、自分でそう認定しているかということと、差別を受ける立場にあるかどうか。この属地性、属人性、自己認定性、被差別性でいうと、それぞれの人を見た場合に、それは一つの人もいるかもしれないし、二つの人もいるかもしれない。四つともそろつてゐる人もいる。それをパターンでいうと、一五パターンが存在する。

秋定 たとえば、意識のところを、取り出したら、上部構造のところだが、おっしゃた自己認定性、被差別性などこれからこの設定された枠組みの是非などつめていくことが課題かと思う。

北口 ええ、そうだろう。私自身、母は、私が、今住んでいるところの被差別部落の生まれだ。だから属人性が

ある。生まれたのもまちがない、属地性がある。また自分は部落民だと思っている、それで差別される可能性がある。つまり四つそろっているということになる。そうでない人もいる。

渡辺 融合論の本をいっぱい読んでみて、改めて気がついたけれども、共生といういい方は、生物学のカテゴリーだから、社会科学ではあまり使うべきではないという批判は、ずいぶん前からいわれている。

野口 自己認定性という概念が、非常に重要になってくる。インターマリッジ（通婚）の場合、たとえば先住民族とそうでない人とを親にもつ場合、自分がどちら側にあるのか。アングロサクソン系なのか、先住民族なのか、どちらに属するのか、それを誰が決めるのか。本人以外、決めようがないわけで、そういう意味での自己認定性が重要な要素になってくる。そういう意味での自己認定性が、部落問題においても非常に重要になってきたというのは、部落と部落外との結婚が多数になってきたことを背景としている。

北口 だから自己認定性というのは非常に高い、いや重要な意味をもっている。最近、自己決定権とかいうけれど、一般で育った子で、子どものときに、部落の夫婦で子どもがいらないところに、養子にきた子の場合、属地性、

属人性がない。まあ、養子に入ったことで、属人性がないともいえないが。部落に入ってきて、今、部落解放運動をしている。で、要するに自分も部落民だと思っている。親とはなれて自分はひとりだといえば、差別される可能性も少ないと思う。自分が部落民としての自己認定性をもたなかったら、違うと思う。だからこそ、まずまず自己認定性というか、自分を自分でどのように規定するかということが、非常に大きな意味をもっていくのではないかと思う。

また、被差別性だけが存在する場合である。今回の日本アイビーの差別調査事件がある。奈良県の事例だけれども、「部落解放同盟のど真ん中」と書かれている人が、部落の人とちがう。本籍は、同和地区ではない。それを調査員がまちがっている。属地性、属人性、自己認定性はまったくないけれども、被差別性だけがあった。そのことによって、この人は部落差別を受けている。こんな場合、どうなるのか。

野口 杉之原寿一は、「差別をうける可能性」というような不確定な恣意的基準を導入することによって、「部落民」が限りなく拡大・永続化されようとしているのである」といい、部落民概念が拡大されることに対して、非常に危惧感をもっている。ぼくは逆に考えている。地縁・

血縁関係によって限定するのではなく、部落民と見なされて差別された人は部落民だというように概念を拡大していったほうがいいじゃないかと考えている。このとらえ方というのは、論理的に、必然的に差別・被差別の関係の中でとらえるということ徹底していったら、そうならざるをえない。ところが、渡辺さんもいわれていたけれども、地縁的なものとか、血縁的なものとかが重要な意味をもっているのではないか、という幻想がまだまだわれわれの中にあるのではないか。

秋定 いや、「われわれ」という場合、一般の側の「われわれ」だけでなくて、部落の側の「われわれ」の方もあり、その問題の方が質が重いのでは？

野口 もちろん両方にある。

秋定 それは、どうだろうか？

野口 だから部落の側にも、転入者に対しても、お前ら入ってきてなにをするのか、利用したらまた出ていくのではないかと不信感をもってみている。解放運動をする主体という資格性をめぐって、階層的なランキング付けをして、ムラで代々続いた一統であるか、新入であるのかによって評価するところがある。そういうような序列づけを部落の内側からも、切り崩していかなければいけないのではないか。

渡辺 排斥しあうのはよくないが、お互いに部落民だとか、そうではないとか意識するのは、悪いことか。それまでなくさなくてもいいのではないか、というのがぼくの意見なのだ。なくならないと思う。

秋定 むずかしい。

渡辺 ぼく自身の経験からいうと、部落問題にかかわって、結婚するときに彼女の両親が出てこなかったから、客観的に社会的に見たら部落民だ。しかし、自分の意識としては部落民という意識はない。で、部落民でなくてもかまわないと、ぼくは思うわけだ。部落民でなくても、部落問題にかかわる方法はいくらでもある。部落民かどうかわからない中途半端な人間が増えてきているし、そういう中途半端で、いいのではないか、一つの個性として。

秋定 野口さん、なぜそんなに新しい概念をつくり、仲間に入りたいたいのか？

野口 仲間に入りたい、入りたくないの問題ではない。差別する根拠となっていて、それがらの虚構性を明らかにしていくためだ。つまり、それは差別をする側が、どういうかたちで相手を部落と認定して、差別していくのか。その根拠とされるのが、非常にあいまいというか恣意的だ。だれが恣意的なのかという差別者側だ。恣意的

に、相手をとらえていく、ターゲットをとらえていくつていうのがあるだろう。だから、そういうようなところに軸をおいて、もう一回考え直していったときには、部落民の新たな定義の可能性が出てくるのではないか（『部落解放』七月号参照）。

新しく提案した概念では、間違っつて部落民と見なされて、不利益を受けた人も部落民だと。けれども現実には、「いや違う。私はたまたま間違われただけだ」というところで、一線を画そうとしていく現実は確かにある。今までは、そういうような現実につかっつてみてきたが、差別されたことではおなじですよ、ととらえ直したときに、逆に部落差別にまつわる虚構性というものを白日の元にさらけだしていくのではないか。けれども今までは、何か地縁的なもの血縁的なものが極めて重要であり、その重要性をこれからはずつともつていくというようなことをいいつづけることによつて、逆にそういう幻想を差別者の側に与えてきたのではないか。

北口 渡辺さんにとっては、部落民としての解放なのか、部落民からの解放なのか、という場合、その辺は、どのような認識になつてゐるのか？

渡辺 多分その当事者にとつて、部落民から解放されたかと思つてゐる人もゐるだろうけれども、基本的には部

落民としての解放ということがないと、部落民からの解放もないのではないかと思う。

北口 渡辺さん個人の場合なら、ほとんど日ごろ意識してゐないという渡辺さんにとっては？

渡辺 ぼくは、「部落民ではない」と意識してゐる。逆に意識することが必要だと思つてゐる。ぼくは、結婚差別を受けたから、ある意味で部落民になろうと思つたわけだ。でも、なれなかつたというか、その壁は、けっこう高かつた。そこで、悩んだ。あるとき、もう部落民になるのはやめよう、部落民でなくてもかまわないじゃないかと考えた。それで運動にかかわる資格がないといわれれば、そういう運動でいい。そういうかたちでかわつていくということ認めてくれるなら、かかわつていく。
北口 やっぱり自己認定が非常に大きい位置をしめてゐる。

渡辺 大きい。そんな大それた話ではないけれど、差別されたから部落民だということは、ありえないと思う。

野口 だからここで問題になるのは、部落民であるということは、誰に対していうのかということ。差別者に対していつていつたらいい、ということだ。「お前、部落民とちがうか」と見なされたら、「そうだ、俺は部落民だ、何が悪いんだ」というかたちで、相手に問いかけをして

いく。「じゃああなたは何をもって差別をしていくのか」という。昔、反戦運動や大学闘争が盛んな時にいわれたが、暴力学生という言葉（笑い）。暴力学生といわれたら、「わたしは暴力学生だ、それがなんで悪いんだ」といったときに、暴力が自明のこととしてではなく、暴力ということはいったい何なのかということが、問いになるわけだ。暴力に対する根源的な問いが、そこから生まれてくる。

「お前は部落民ではないか」と見なされたときに、「わたしは部落民だ」ということによつて、部落民とは何なのかという根源的な問いを差別者側にしていくことになるのではないか。

先ほどの部落民としての解放なのか、部落民からの解放か、というのは、わかつたようなことをいつているが、全く意味になっていない。本質的には、部落民というのではなく、部落差別からの解放なんだろう。問題は、部落差別からの解放を誰がするのかという問題だと思う。間違われた人もやらなくてはいけないし、真正正銘の部落民もやらなくてはいけない。そういう意味での課題というのは、本質的にはあまり変わらない。

北口 そういう意味では、部落民からの解放というのは、封建的な意識をなくす、ということを中心においている

のだろう。だから、消したらいいじゃないか、ということだろう。

渡辺 基本的には、わからなければいいということだと思ふ。

北口 部落民としての解放というのは、社会のシステムというか、仕組みにかかわっている。差別はなくなっても、部落民は残ることだろう。

野口 いや、差別がなくなったら、部落民は、基本的になくなるわけだ。

北口 ただ、ある人は、もと士族というのと、部落民というのは、ちよつといい方が違う。

野口 ただ現在、社会的な存在として、現代日本で士族は存在しないわけだろう。だが、部落民は存在している。社会的な存在としては、それは、差別されることによつて存在しているわけだろう。

渡辺 そこは、いろいろ議論があると思う。

秋定 部落民とは誰か、とか、部落問題とは何かとか、という大きな課題だが、私の場合は先にのべた身分と共同体的属性の議論で述べている。

北口 これは、やはり運動としては、部落民、部落住民といういい方を、今度、綱領でいろいろ規定していたが。部落民を中心としてとか、部落民と限定する限りは明確

にしなければいけない、という面があるのだ。

野口 だから今までは、綱領は要するに、属地・属人で基本的なやつていた、それに属地主義を加味して、現実には支部というのは属地・属人でやつてきた。で、属地であるが属人でない人はどうなるのか、というと、まあ寄せてあげよう、と。けれど、準構成員だよ、と。新しく改正された綱領では、部落住民と部落出身者を併記し、それも対等な構成員として認めよう、ということ、一歩を踏み出した。これは大きな変化だ。それをさらにもう一歩踏み出して、属地という枠も取っ払ってしまったらしいじゃないか。

北口 一つは運動的というと、エセ同和の問題がある。

野口 それは、基本的に名乗れば、利害で得するというのが、客観的条件としてあるから、エセ同和行為が発生するわけだ。それは、基本的には、個人給付事業だろう。

北口 ちがう。解放同盟の名前をかたつて、企業にエセ同和行為を行うこともある。

秋定 野口さんの場合は、意欲のある善人ばかりを想定しているけど、そうでない利用しようという人もいるわけだ。

野口 それが個人給付的事業というようなものがない段階では、それを生み出す基盤がなくなる。

北口 そのことに限定して言えばね。

秋定 他にも、土建の関連とか、いっぱいある。

北口 たとえばエセ同和団体は、同和を名乗る。部落民を名乗っているわけだ、部落民かどうか、わからないけど名乗る。それは、相手にとっては、その人は部落民なのだ。これは、むしろいけないといっているわけである。

秋定 抗議し、審査し、除名する機構がないと運動の自浄とならない。

北口 今は解放同盟としては、運動としての規定というのは、属地・属人になってしまっている。自己認定性と被差別性というのは、何らかの客観的基準がないところではむずかしい。

野口 だから、今の段階では、部落民の概念にそのような利権や特権というものが付随していることによって、そのような問題がでてくるわけだ。

北口 普通は、差別されるのだから、差別されるような立場に立ちたくないというのが、あるのだけれども、必ずしも現状はそうになってない。

野口 それは結局、部落民に対して、怖いというイメージがあつて、そのイメージが、今、いわれたエセ同和行為によって作り上げられ拡大されてきた。

北口 だから、そういう、むずかしい点がある。今、野

口先生がいわれた被差別であることが部落民だというのは、むしろかしい。エセ同和は必ず「わしはお前に差別を受けた」そこから始まることが多い。

野口 でも今いったエセ同和行為が、なぜなくならないのだろうか。なくすためには、どういうふうな手だてが必要なのだろうか。

北口 それは、差別意識がなくなると、もちろんなくなると思う。

秋定 なかなか差別意識はなくならないから、当面は審査して組織がきっちり公表しないとなくならない。

北口 運動としては、そういうところも含めて、部落民の規定がいつも議論になる。

社会的矛盾の集中的表現

秋定 ちよつと、もとへもどるが、奥田さんの論文で「社会的矛盾の集中的表現」という話では、渡辺さんの意見では今そうでない、という話だろうか？

渡辺 そういう面もあるけれども、それには還元できない何かがあるだろうと。それが部落差別と違うかと、思うわけだ。

北口 集中的表現を、渡辺さんは量の違いと、とられて

いる。しかし、その「集中的表現」があるメモリを超えたときに、それは質的に違うのだというとならえ方をしたら、いいのではないか、と思う。

秋定 集中的かどうかわからないが、部落差別というのは、日本社会の質的な表現だと思う。

渡辺 ということは、日本という社会を映し出すというわけだ。

秋定 そうだ、特性をね。集中的というとぜんぶ、社会的経済的マイナスが集まっているのと、そうでもない分もある。

渡辺 部落に特有な現象ではないということになる。部落に社会矛盾が集中しているということなら、諸階層の住んでいるスラムなどを見たら、同和地区よりも、そっちの方が高い。

北口 集中的表現というのは量の違いではなくて質の違いと私がいつているは、たとえば光がさしこむ。その光がそのままあると何も無いが、虫眼鏡でレンズを通して集中的にやられるとそこが燃える。だから、「集中的表現」が質的に違うのではないかと思う。

野口 それは言葉としてはわかるけれども、それを実証しようとするのが難しい。実証的に考えたら、量的にしか測定できないのだ。では、質的なものとどう違うのかと

いうと、これは、たとえば結婚差別だったら、はっきりとわかるわけだ。たとえば、収入や学歴、職業、背の高さ、容姿など、いろいろな条件でマイナス条件を別のところでのプラス条件で差し引きするという、その加算可能性は量的なものだと思う。けれどもすべてよいが、ただ部落出身ということであれば、それはすべてゼロになる、というようなものであるなら、それは質的なものである。

北口 そうそう。

野口 以前の段階では、結婚差別というのは、そういう質的なかたちで表れてきたところがある。けれどもだんだん、そういう意味では、部落ということが量的なものに変化していつている。部落出身であることは、ある一つのマイナス要因であることは、はっきりしている。しかし、すべてを帳消しにするほどのものと考えてる人がいるが、他のプラス条件でカバーできると考える人も現れるようになってきた。

北口 決定打ではなくなってきたというところか？

野口 決定打ではなくなってきたのではないだろうか。

秋定 そうかな。

渡辺 そうかなという気が、ほくもするけれども。

野口 もちろん質的なかたちで作用をする場合もある。

かなりの部分を占めているけれども。徐じよにそういう量的なものに変換されているんじゃないのか。その側面は見ておかなければいけない。たとえば、親の世代が反対するというのと、若者が躊躇する理由が違ってきている。

秋定 それは、やはり結婚するに對して、結婚差別はしなかった、別に部落出身者であることは気にしない、とか。そういう分野の人の分析をやらないと、野口さんの答えがでないのではないか。

野口 気にしない人の調査か。確かに面白いテーマだね。

秋定 気にしない方の。気にするほうには、やはり、差別意識はあるからね。

北口 個々によっても、違うから。

部落民規定ということが、古くて新しいいい方だが、要するに部落差別をなくすという場合に、当然その部落差別をなくしていく運動の主体というのが、必要だろう。その主体を、どういうメンバーで形成するのか、ということ、部落民が中心にならないといけないのか、あるいはもつと他のいろんな主体があつていいのか。大阪でもそうだが、それは支部によつて全く違う。支部も違うし、地域も違うし、結集している人も違うし、それを同

じ形態でくくるのがいいか、たとえば現在は市内ブロック、北摂ブロック、河内ブロック、泉州ブロックに分けているが、この分け方でいいのかどうか。この組織の運営のあり方でいいのかどうかも含めて、大阪府連の組織のあり方を考えている。府連の各支部を全て電子ネットワーク化した。通達も含めてEメールで送っている。研修を行って、決裁制度もぜんぶ画面の中なのだ。クリックして承認というのを押したら、見たということになるのだ。

秋定 それはスピードが上がると思うけれど、逆にマイナスも出ないだろうか？

北口 先生のおっしゃっている心配はあると思う。やはり部落が鉄筋住宅になって、いろいろ疎遠になったという問題があったように。今、このままだったら、少なくとも機能的非識字者に多くの人がなるのは、間違いない。話はかわるが、地域によって差別意識の度合いも違う。西成は、西成差別といって、西成とたっただけで差別される。

野口 だから、そういう意味での連帯感とか、共闘の基盤がある。

北口 そうそう。地域によって違う。前に石元清英さんから、重要な面で問題提起があった。もっと、個性を

重視していく必要があるといったようなことだが。私は、その通りだと思う。現場でも、とくにそうだ。おそらく、各地域の周辺によって、差別意識の強さというのは、端的に出てくると思う。これまでの歴史性や運動の強弱によって、全国的にも違う。

野口 二〇〇〇年調査で、どのようなことを調査するべきかということヒアリングすると、こういう調査をやってほしいと、行政は行政なりに、膨大に出てくる。でも、どれをやるのか、取捨選択する時、今これから、何が重要な課題かという判断をする視点が極めて大切になってくる。

北口 だから二〇〇〇年調査も大阪でやる必要性をいうと、中央もやらなければいけない、となる。

野口 それは、ある。

北口 この間、同和行政推進大綱や推進プランなど、大阪で追求してきた。これからは特別対策がなくなっていく。しかし、差別は残る。だからこそ同和行政と同和対策事業の違いを整理しておかなければならない。それを展開できるだけの基盤がなかったら、できない。たとえば、大阪での日本アイビーの事件は大事件だ。地名総鑑のときに、企業内研修推進制度をつくって、大阪同和問題企業連絡会をつくり、それから一〇年後に部落差別調

査等規制等条例をつくった。今回の事件を通じて、就職差別とは単なる差別事件とは違って、三つの命題でいえば、主要な生産関係からの除外なのだ。

野口 そうだ。

北口 そういう意味で、ILO一一一号条約の早期批准と就職差別撤廃制度の確立が必要だ。要するに、企業が依頼するからという面がある。大阪では経済団体の同和人権問題連絡協議会（仮称）をつくろうとなった。なおかつ、業界団体の組織もつくることになった。今年度の四月一日に、労働大臣がこの事件を契機に業界団体に公式の文書を出した。また、採用システムをわが方で提案しようと考えている。採用システムというのは、単なるシステムとは違って、社会に非常に大きな影響を与える。それを、これからつくっていくとを考えている。当面の目標がはっきりしていて、それをどのようにしていったらいいか、プロセスを示してあげれば、みんな元気が出てくる。

野口 そういうような就職差別をなくすシステムというように目標を設定したとき、部落差別というようなものの位置が、どうなるのか。就職差別にもいろんな差別がある。思想差別、親父が労働運動してきたとか、それから宗教的なものもあるし、最近健康、血液検査とか、

肉体、身体的なものもあるだろう。そのようなものも、いっしょに問題にでてくるわけだ。就職差別の場合に、そういうようなものを議論する、まとめていく運動組織をどのように作っていくのか。その中で解放同盟がどれだけの指導的な役割を果たしていくのか。

秋定 野口さんの場合は、企業団体の方からも運動の方からもするということが運動が主導的になるということとはどうつめるのか。

野口 そうだね。主体の確立が非常に重要だと思うのだ。だから、そういうことが課題になってきたときに、部落民概念を系譜的な要素や地縁的なところに何も限定する必要はない。こだわることによって、それが分断されていくだけであって、共闘の広がりには、出てこない。差別されることによって、共通の課題というものが自覚されていったら、その方がいい。

秋定 今、あなたがいつていることは、あの地名総鑑にしろ、興信所の調査事件にしろ、必ず父の職業調査とか住民票の調査、場合によったら戸籍謄本の調査、そういうものが入っていることと、今おっしゃっている、もつと一般的な身元調査という話とは、いっしょになっていくのか、部落差別的な項目は、当然、裏側では読みとろうとし、それができるように工夫しようとしているので

は？

野口 一般的な項目というのは、具体的にどういうことになるのか。家族構成とか、親が離婚しているとか、どのような理由で離婚しているのかというようなこととか。企業側が知りたくなくて調査すると、それは一般的な項目ではありえないわけだろう。だから、それによって不合格になることと、部落差別であることによつて不合格になることと、不合格になることでは、それは同じだと。

秋定 そういう差別的な項目をあげるならば、内緒で調査して、あがつてきたら、当然、それはあなたがおっしゃるように不合格にする可能性が大きい。それ以外にいまは、能力や学力で決定するほうが多いと思うが。もちろん能力・学力形成に被差別の問題は大きい。

野口 だから量的な差別なのか、質的なものなのか。量が質かというようなことは、あまりア priori に決めない方がいいのではないか、中身でしていく方がいい。**秋定** それは、個別のケースを立てて、していくということか。だから、朝田善之助がいったというけれど、「スラムの人間は出世したら差別されないが、部落はいつまでもついてまわる、ちがうのだ」といったという。それは質的に違うんだ、ということだと思う。本当に、そう

なのか、ということだ。ということをして、本当に見なおしてみる必要があるのではなからうか。

北口 話は違うが、『部落民』とは何か』という藤田敬一さんなどは、ちよつと運動を斜めから見ている人という気がする。これ、なぜだろう？

渡辺 だから、ああいう発想で運動ができるかどうかというのは関係なしに、部落の外へ出て、思いの丈をしゃべっているという感じがする。

秋定 ぼくは、やはり、両側から越えるということは、われわれの方からいうと、批判はできなかった。ところが両側から越えるという議論でいうと、向こう側からのいい分を一方的に今まで受け止めた受身の立場が、そうではなくて両方の側から意見がいて、という意味では、一般の側の主体解放がある。そのことを同じように考えている部落の側も、やはり同盟批判をやるし、同盟のあり方に対して批判を、あきたらなく思っている人も参加してくる。一般の側と部落の側の、双方の側が論じあっているところの場所として、問題性をもって存在している。

北口 そういう場合は、少ないだろう。

秋定 ないだろう。全解連は、やっている。だけど、全解連の議論は、反対派が入っていないため、活路を失つ

て、融合論を支持する立場の一本で狭い。

渡辺 去年だろうか、部落問題研究所の夏期講座で、自由で議論をしようといって、京都の全解連の不正について質問したら、それには答えがなかったとか。

部落民とは何か

北口 私は、部落民とは何か、ということをや、こういうかたちで議論されるのは、非常にいいことだと思う。議論されるようになってきているというのは、部落民のアイデンティティが希薄になってきているからだ。だから、よりいつそう、それを求めているというか、要するに今はつきりさせないと、なんかこうぼやけてしまうと多くの人か思っている。そういう危機感があるのではないか、と思う。どうだろうか？

秋定 やはり解放を願いたい人は、一般の側からの議論は、あなたただけでなく向こうの藤田氏も同じ。だから、そういう点でいうと、新しい基盤というか、新しい提起というか、それが次の時代を、解放同盟プラスそういう、同じことを考えている人びとで、やっていきたいという実践性を、彼らは求めている。今のところ、少数の個人結集で、そういう思想関連になっていると思う。ここで

練っておいて、できれば運動の中で、どういう役割をはたせるのか考えている。部落差別は、ずっと続くと考え、しかしその内実には変化があると考えており、それをどうやってともに変えていけるのか、といったら、日本を変えらるることにつながるんだという。ある意味でいえば、永続革命的な、国民国家論的な、色彩が強い。だから、そんな中で、おち合うところが出てくるのだろうか。全解連や国民融合論とある程度までは、同盟に反対するところでは合うけれども、究極のところへいくと、ダメになる。

一方、畑中さんは、一致しているように思っているけれども異なるのではないか、ということを見ていて思う。

北口 部落民の規定と同じで、さつきから議論している「部落民としての解放」と「部落民からの解放」と、部落の完全解放された姿、それとも関連しているだろうか。どんな社会をめざすのか、ということや、最近つくづく思うのだが、完全解放された社会というのは、描きにくい。たとえば、差別の菌が存在していない、無菌状態になることはないだろうか、菌が存在していても、それが繁殖しない状況は作れるのではないかと思う。

野口 ぼくは、同じようなことを考えているのかもしれないが、いい方が、ちょっと違う。一つのスケールを考

えてみたときに、一方の極に個人的差別、他方の極に制度的差別があり、その中間に社会的差別がある。これは何によって位置が決まってくるかというところ、差別を支持する社会的規範があるかないかということだ。そういうことでいえば、身分制社会は、制度的差別のレベルであり、身分に応じた行動をなさないと社会規範が命じている。これがずっと近代化していくことによって、今は、部落差別は社会的な差別の段階である。

これは一方で、差別するなという社会規範と、もう一つは差別しろという集団規範が併存している状態だ。家族とか親族体系の中においては、部落を身内に入れるなという規範がある。けれども、社会的には、差別してはいけないという規範もあり、こういう二つの規範の葛藤状況の中で、今生きているわけだ。人びとは状況によって使い分けているわけだ。それが差別しなさいといっている集団が、だんだん少なくなっていくと、個人的差別になる、個人的差別は、個人の好みでやっているから、あの子は、かわいいとか、かわいくない、背が高いとか低いとか、個人的な趣味というか、好みによって、判断されるのと同じレベルになる。源氏の子孫と平家の子孫とがサークルを作って、やっつけても結構だが、それが仲がわるくなつたとしても、もはやジョークの世界であ

り、社会的な支持を受けないという状況になればいい。部落問題もそういうふうな状況に必ずむかつていくのではないか。ま、簡単に、そういうふうな考えているわけだ。

秋定 野口さんとぼくの図があうところ、合わないところがある。社会というところは、ぼくは共同体を示しているわけだ。共同体の慣習とか、規範とかね。この世界が日本ですつと連続している。態度は時代に対応するが変わっていく。まだ、崩れない、新しく作りかえられる。だから、上に法があつて、政治があつて、時代によって重層化しているわけだ。時代によってこの流れは、ずっとそれぞれ中世以来、続いていて、これをはつきり法規範として、江戸時代ならば認めるし、政治制度も江戸時代ならば成立した。経済構造については、まさに共同体と一番近いから分業・生業として確立する。はつきり規範めいたものが崩れるのも法的には解放令、社会的には昭和期で、多様な資本の支配する関係をとってくると思う。このなかで、家族を考えると親や親族の指示に従うことは、とりわけ結婚では多い。差別の問題が血縁に入ることは日本社会では、生きにくいことである。とくに中産階級以上のところでは決定的だと思う。

野口 現在の日本で、共同体というのは、どういうかたちで存在するのか？

ない。職場領域においてもほとんどやってこなかった。さきほどいわれていた職場・雇用領域にメスを入れて、企業共同体の中に、差別を暗黙のうちに支えるようなものがあるのか、ないのか、これからはそのへんにメスを入れていくということになるだろう。

社会システムと意識

北口 単純に、法の問題でいえば、利害にかかわって、差別する側にまわったら損をするような社会システムを作った方がいい。あるいは利害にかかわって、差別しない側にまわった方がプラスになるような社会システムを作ったら、変わる。

それは、どういうものだ、といわれれば、たとえば規制条例で、興信所が差別調査をすれば倒産するとか、営業上マイナスになる、とかだ。それらの制度によつて企業もだんだん変わっていくと思う。私は、みなさんの議論とは、ちよつと違うが、システムと意識というのは、非常に関係していると思うし、これは、部落民の自己認定性とも関連していると思う。どんなシステムで過ごすかということ自分で認定もかわる。ただ一人の人間が、いろんな世間に属しているだろう。たとえば私の場合、

部落解放同盟という世間にも属しているし、大学という世間にも属している。近所の世間にも属しているし、その世間によつて、仕組みが違う。評価基準もちがう。こういう世間だったら、多くの人が割りとは差別意識をもたなくてすむなど、感じることもある。

野口 だから、部落民の解体と今いつていた、そういう意味でのいろんな役割に属しているという生活が、コンパートメント化してきている（コンパートメントというのは、ヨーロッパの列車のように、一つの車両の中で二〜四人づつの小部屋に分かれていて、ドアによつて通路に出る形態のもの）。われわれの生活自体が、それぞれにあまり影響を及ぼさないように壁で区切られ相対的に独立したようなものになってきている。つまり、解放運動をやっているときは、解放運動の仲間があり、それが終わってからは、余暇の時間では、釣クラブなら、釣クラブで別の人間関係がある。全く別べつに人間関係がある。昔は、人間関係のコンパートメント化はなく、かなり一体化していた。生活二四時間が同じようなかたちで重なっていた。それが、だんだん分離していく。そうすると、部落差別という重みも、部分的になってきた。職場で差別されても、釣クラブでは、今までとは変わりなく人間関係が続いていく。二四時間ずっと生活の中で意識しな

いし、部落民と意識するのは、結婚か就職の時。なにかでガンとやられたときには、意識するが、それ以外のときは意識しなくても生活できるようになってきた。そういうような生活のコンパートメント化が進行している。

秋定 生活情報化の多元化と。娯楽とか、いろんな。

野口 差別からの解放というのも、ある意味でそういうかたちで、進行していくのではないか。

秋定 ずっと進めばこの多元的交流の世界の中へ一般の人も入ってくる、部落の人も入ってくる。

野口 ある領域で差別されていても、その領域にかぎられて、ほかのところでは差別されないとか、部分的に限られる。

北口 今の話に関連すると思うが、私が「科学技術の進歩と人権」という原稿を『ヒューマンライツ』に書いたときに、いろんな本を読んだ。『人をさぐるゲノムをさぐる』という本を読んだときに、アメリカのマーサスヴァインヤードという島のことが出てきた。その島は、一九世紀まで聾啞者が多かった。それで、一九世紀にエレン・グロースというハーバード大学の先生が、なぜそこで聾啞者が多いのか調査をした。エレン・グロースが不思議に思ったのは、言葉が不自由、耳が不自由というのは、われわれから見れば「障害」者差別をするわけではない

けれど、障害をもっていると思う。しかし、その島の人たちは、それが障害だと思っていない。目の色が青いか、茶色いかぐらいの差としか思っていない。なぜかという、その社会の仕組みの中で、しゃべれる人も自然に手話ができるようになっていく。だからまったく不自由しない。産業は、農業と漁業で、ほとんど手話で仕事ができる。そこに、障害は不便だけれども不幸ではないという意識が生まれる。

要するにほとんどの人が手話ができる。口語ができる人が、自然に手話を学べるようなシステムがあったわけである。それから仕事だ。お金を得ることが、漁業と農業で、仕事上まったく手話で通じるから不利がないわけだ。われわれも、今、単純に、意識の問題はシステムとかかわっているといっても、どういう部分がどんなふうにかかわっているのかを明確にする必要がある。奥田さんの五領域の理論でも、外縁を二つにわけているが、その外縁が何をさしているのかということ、私たち自身ももっと明確にしないといけない。

私がやりたいことは、人権を軸とした社会システムと、この差別事件が起こってきた背景にこういう仕組みを少しでも明確にすることだ。一つの差別事件を分析して、この差別事件が起こってきた背景にこういう仕組み

がかかわっているというつまり差別を助長する社会システムと、差別を撤廃するのに役立つ社会システムと、どちらかというところとニュートラルなシステムがあると思う。そういう差別を助長している社会システムや差別を撤廃していく社会システムを、取り出して分析していくということが、人権を軸とした社会システム改革プランというものになるのではないだろうかと思っっている。そのことが、今いっている共同体の問題とかとつながっていると思う。

社会システムというところ、みんな、大きな社会システムを考えてしまうが、学校のシステムとか、家庭のシステムとか、あるいは先ほど秋定先生がおっしゃった職業、職域のシステムも含まれる。封建時代や農業が中心の社会では、土地に張りついていた人が工業化社会になると、都市などに集まる。集めようと思っただけではないが、そのようになっただけ。これからの社会の進歩というのは、別に一カ所に集まるのではなくて、まさに情報化が進展しているところは、分散する。そういう社会の中で、どんなふうにしたら、部落差別撤廃の方へ社会の流れを変えられることができるのか、ということをお明らかにしなければならぬ。

秋定 現在では職業の選択の自由はあるが、その機会の

決定権は資本の側にある。しかしとくに自分に大きな能力があれば、社会的上昇は可能である。従って能力差別の調節こそこれからの課題で、二〇世紀のテーマは残ったといえる。

北口 アメリカなどは、SOHO（スモール・オフィス・ホーム・オフィス）という仕事の形態が進展している。情報化の進展にもなうインターネットやメールの世界では、割りに平等なのだ。年齢も属性もなくなったら、割りと平等だ。アメリカではSOHOが四千万を超えている。アメリカの経済のかつてのしんどさの中で、みなリストラされていく。そうした人たちが、SOHOに走っていくわけだ。今まで、いっしょに工場や事務所で働くから、ちよつと変なヤツが入ってきたら困るという排除意識が働く。日本の場合、それがとくに根強い。ばらばらに働くなら、仕事の役割さえきちんとやってくれたらいい、という状況が生まれてくる面もある。それほど単純ではないが。

野口 その辺がね、北口さんは、差別すれば、損をするようなシステムをつくろうと提案されているのだね。

北口 ええ。

野口 それがなかなかうまくいかないのは、複合的な状況が生まれてきているからだ。

北口 そうだ。

野口 マイノリティを、バックアップするようなシステムを作ると、それに対するねたみというのが、必然的に出てくる。なにか、同和对策事業というかたちで、チャンスを与えるようなことをすると、一方においては、それから排除されたという反感をもつ人がでてくる。また、個が集団や組織から解放され自由になると同時に、厳しい競争にたたき込まれる。というようなことで、単純にはいかない。

SOHOなんかのかたちでやっていけたら、それはある意味での、自由な活動が保証されるシステムができるわけだが。一方においては、それで個にばらばらにされる。従来の職場の同じ仲間やないかと支えあってやっていくような仲間意識。いっしょに仕事をしている仲間が仕事をやりやすいようにやるのが、あいつ、なかなかいいヤツだというように評価される労働の倫理。そういう、ある意味で、牧歌的な、その支え合うようなシステムが、そういうSOHOのような形態ではなくなり、個人は激的な個人の生なましい競争関係の中に、放り出されていく。

北口 そこで逆に、差別のエネルギーが先鋭化する、あるいは差別のエネルギーを供給することにもなる。だか

ら今から手を打たないと野口先生が今いわれたように、マイナス要因が出てくると思う。文字の読み書きが普及していく上で、文字の読み書きが取得できないことにおいて、今の識字問題に代表される較差が生まれてきた。そんなことは、おそらく無理かもわからないが、あのにきに、たとえば、文字を獲得して、徹底的に教育をやっていたら状況が少しはかわったかもしれない。

野口 それは、ユダヤ人だな。

北口 しかしユダヤ人の昔からの「悪徳商人」というイメージと差別意識が重なる、「全世界をユダヤが動かしている」というようなまちがった一面的な本がでてくる。去年、リバティおおさかでシンポジウムをやったときに、私は、部落分散論には反対だが、積極的部落分散論について話をしたことがある。極端なことをいうと、子どもはみんなと同じ、小学校・中学校に通わせてとっているが、一度、みんな、ちがう小学校へ行ったら、どうかとも思う。そういうのが、刺激があつていい、と。自分の人生を振り返ってみても、そう思う。同じような集団で長年過ごすことのプラス面もあるが、マイナス面もある。

秋定 あなたは、運動かたぎで、そういう枠を守って、お子さんにはそうやっているけれど、他の部落大衆でち

よつと金をもっているところがうのではないか。

北口 ああ、そうだ。私学へ行かせたりしている人もいる。しかし、多くの人は同和保育所から小学校、中学校と通い、部落の子どもたちの集団ができるわけだ。これのよい面、悪い面がある。

野口 競争力がなくなってくるわけだ。

北口 現場を抱えていたら、もつといろいろな刺激を受けてほしいと思う。

私は、地元の小学校、中学校に通った。その小学校のときに、学校へ行ったら一般の子と遊ぶ。私の地域は、三分の一ぐらいが部落で、三分の二は違う。たとえば、私は家で「おかゆ」をよく食べるが、一般の友達は「おかゆ」といったら風邪をひいたときに食べるということから、違いを発見していく。そういうことを経験したことが私には大きなプラスになったと思う。

野口 世の中で、どんな差別意識が部落に対してもたれているかを一番知らないのは、解放運動をやっている指導者だ。

北口 本当にそうかもしれない。

野口 解放同盟の看板をさげていたら、正面きつて差別しないし、誰も悪口をいわない。

秋定 部落問題というのは「明治維新以後も国民の一部

が、封建的身分的差別の残滓のために歴史的・地域的に差別され、不当な人権侵害を受け、経済的・社会的・文化的に低位な生活を強いられてきた近・現代の社会問題」というのは、古いタイプの研究者。ぼくもこういう伝統的な考え方をしている。だから、そういうのでいうと、これを現在は解消過程だという峯岸さんみたいな見解が大枠の上では一緒になる。ところが、最近の国民国家論のように、解消が困難なのかという問題がでてきた。

渡辺 ぼくの要約ではなくて、杉之原さんがそう書いている。

部落解放の主体

野口 ぼくは、杉之原寿一がどういつているか知らないが、表現として「部落」ということは、今の社会では意味をなさなくなっていると思う。

渡辺 ぼくは、そんなことはない、と思う。

野口 子どもならば「ぶらくみん」といわずに「ぶらくじん」というわけ。「ぶらくじん」って何だと聞くと、黒人、中国人って皆、「…人」だから、「部落人」でいいのだろうと。農民、漁民、人民と「民」という表現が最近、使われなくなってきた。「部落」という言葉さえも、日常生活の概念にないわけだ。若い世代にはね。

渡辺 若い世代ね。

野口 若い世代には、部落という言葉が実態としてないわけだ。ほんのすこし前までは農村部に行けば、確かに「部落集会」というものがあつたから、それなりの意味をもっていたが、そういうような意味からいうと、部落という言葉も今の市民社会では、ピンとこないことがある。ましてや、部落民という言葉だけで、異質な存在のようにイメージさせてしまう。

秋定 やはり、中高年になつたら、鮮明な記憶というか。京都の都市の人はみんな、聞いたことはないけれどもマインスイメージをもっている。

野口 だから、今の大学生や二〇歳代、三〇歳代の世代では…。

北口 ちょっと違和感があるのだろう。

野口 うん。まったく言葉自体で、何か、別の世界のようイメージしてしまう。

秋定 学生は、周辺や親からの知識注入で、そういう言葉や名前を知ってて、ものすごく誤解・曲解している。

野口 だから、そういうような意味で、現実の認識の枠組みとは外れたところでの言葉になつてしまっている。

だから、「部落民」とは何か（『部落解放』一九九七年七月号）では、被差別部落といういい方をやめて、被差

別市民といういい方にしたら、どうかと提案したのだが。

秋定 それは、ちょっと、ね。

野口 それは、地域的な概念でもうとらえられないという意味を込めている。

渡辺 でも他の理由で差別されている市民は、いっぱい存在する。

秋定 それなら、戦前に被差別民というよび方があつた。

渡辺 やはり、えたの子孫だということ、差別されるのところがうのだろうか。

北口 私は、違う意見だが、部落を解放するといういい方は、おかしのではないか、とずっと思っている。それは、閉じこもつた部落を解放するというイメージがある。部落差別撤廃同盟だったら、わかるが。労働者解放というのと、意味が違う。だから、未解放部落とよくいったが、あれには私は抵抗がある。被差別部落ならまだわかるが、未解放部落というのは、どうなんだと思う。

秋定 近代だったら、もっと生なましく細民・後進部落とか。

北口 未だ解放されず、という意味で、運動体が未解放部落とつけた。

野口 井上清さんが。

北口 未解放部落というのは、やはり、当時の劣悪な実

態が、そういう名前にさせたんじゃないかな、とも思うが。

秋定 それと、オープンな開放とね、未開放というオープンになっていないという、そういう誤字なのか意味をもつ。

野口 市民の意見を自由に記述する欄に、部落地区と書いてあった。部落地区というのは、いったい何だ。全然、言葉をわかっていないわけだ。部落地区というのは部落というもののイメージをもっている人にとっては、何ら違和感なく表現されている。

渡辺 杉之原さんの話は、ある意味で、非常にオーソドックスだ。

北口 杉之原さんの記述で、「不当な人権侵害を受け、経済的・社会的・文化的に低位な生活を強いられてきた近・現代の社会問題」とあるでしょ。私は、「経済的・社会的・文化的に低位な生活を強いられてきた」からこそ人びとは、新たなシステムを願うことができると思うし、そのシステムを変えることの難しさも知っていると思う。

秋定 構造的固定的にシステムができてくると、戦前とか戦後間なしは、思っていたわけだ。それは、そういう質的な固定資産はなくなって、今は、もっと流動的にと

られて、だから、やがてなくなると。

北口 私は、説明するときにも水泳の例を出して、二五メートルプールで、子どもを教えるのに、（水泳が）嫌いな子がいるからみんなとりあえずプールへ入れと指導する。そしてプールの周りの水中を歩かせる。そこで渦ができる。いったん渦ができると泳げる子は、渦にそって泳いだほうが、速く楽に泳げる。泳げる子が渦にそって泳ぐのは、速く楽に泳げるからそのようにしているのだが、泳いでいる自分自身がその渦を持続させていることを忘れてしまう。いったんできると、それがもうシステム化されるという側面を見落としていると思う。そういうところを、きちんとしないといけないのではないか。

秋定 それは近代化の中で、一つずつ崩れていくという、流動的な存在でありながら構造化もするという存在をいうのか。

北口 ええ。

野口 それとは違って、新たな階層社会の中で、階層が固定化してくる現象がみられる。がんばっていい学校に入ることによって、階層移動していくというのが、一つのモデルとしてあるわけだ。ところが、現実には、低学歴の親をもつ子どもは、高学歴の獲得が難しく、階層移

動が容易でないということ、目に見えない壁が生まれ
てきているんじゃないか。そういうことが、階層研究で
指摘されてきた。高度経済成長の七〇年代、八〇年代の
段階でも、そうだったから、バブル崩壊後の不況の時代
になつてくるともつと難しくなっている。

北口 日本の社会が戦後ずっと、世代によつて階層移動
が開放されていたのは、オイルショックまでで、オイル
ショック以降は逆になつている。

秋定 岩波新書の橋本俊詔氏の『日本の経済格差』によ
ると、一〇年前から、そういう平等型がなくなつて、較
差が開き出したとしている。

北口 親の学歴に規定されない子どもの学歴が上がつて
いくというか、広がっていくというか、それもそうでは
なくなつてきている。

秋定 そういふ問題と、今、部落が流動化しているとい
う話では、下の方の階層化が固定化してくるといふ話と
しかし、その問題と部落が流動化していくといふ話とは、
ちよつとおかしい。だから、貧乏でも貧乏の方がひよつ
としたら、流動化するかもしれない。

野口 部落でも、階層的に上昇できた層の流動化と底辺
層の固定化が、同時進行的におこつてきている。だから、
ある程度、いろんな同和对策事業が打たれてきて、土地

や家屋を売つて外に出ていくという層が部落の中から大
量に出てきている。他方では、公営住宅に入っている不
安定層では、貧困の再生産というものが生まれてくる。

秋定 来年の調査は、たとえば都市部落で、公営住宅の
あるところで、そういう滞留形態がはじまつているとい
う予測をたてているわけだろうか。

野口 だから、やるなら、そういう調査をやるべきでは
なからうか。つまり、部落の公営住宅入居者と地区外の
県営住宅入居者との比較をやってみるとか。部落よりも、
部落外の方が、もつと厳しい生活状況におかれていると
いうことが出てくる可能性が高い。

北口 一般の公営住宅には、所得制限があるが、部落の
場合、所得制限を設けていないので、前提に大きな違い
が表れている。

野口 それと、一つ。学校の教師がいつているのは、子
どもが問題を起こしても部落だったら、地域に教育力が
あるから、親がだめでも地域がちゃんと面倒をみるよう
なことができるわけだ。地区外の公営住宅だったら、全
くそれが無い。隣近所の人が我関せずで、指導が入らな
い。子どもが荒れてもどうしようもない、という教師の
指摘がある。

秋定 受け手の地域（居住）共同体の組織がないという

ことか。

野口 だから、そういうようなことを考えたときに、同和対策が今まで所得に関係なしに属地・属人一本でやってきた。その問題点を指摘され、一般対策にもつていくかたちになっているけれども、部落の低所得層に対する対策がなくなるとどうなのか。かなり、その辺を明らかにすると、非常に大きな問題が浮かび上がってくると思う。外から見たら、渡辺さんがいうように、一体にみえ、いつの時代も部落は貧困で、問題を抱えているというように見える。部落内の多様な階層が見えない。

秋定 ところで、本来の解決とは、「部落民からの解放」ということ。この部落民からの解放というのは、どういう意味？

北口 部落民をなくせ、ということなのだろう。

秋定 部落民の主体性を解体すること？

野口 部落出身宣言とか、そんなことは、しなくていいようにということだな。

北口 部落民としてのアイデンティティは、ないということだ。

野口 もつな、ということだ。もつことが、かえって障壁を作ることになるから、部落民としての自覚はもたない方がいい、というのが、全解連の主張だ。

北口 要するに、なにもするな、と。

秋定 一般的には、市民団体、女性団体、あるいは民族団体がやっているような、これからの課題とか未達成の部分があるから、まだ活動が必要で、でも解放運動では、もうほとんどの要求や思想的分野まで解決したので終了という、そういう分け方か。

渡辺 そもそも「部落民としての自覚」というのは、国民に違いを意識させることであるから、国民としての自覚でいいということでしょう。民主的な国民であればいいと思っている。はたして、そうなれるかな、という気はするけれども。

北口 今いわれたけれど、何人が部落民としての自己認定をやっているか、というのは、そんなに多くないと思う。ある面で、自己認定という意味で、それは関係ない。

秋定 認定性をもっている人と、もたないでおこうという人、もちたくないという人とこの理論では、二分、三分化される。

渡辺 ぼくは、もたない人にまで、強要することはいいないと思う。そういうことから距離をおいて生きていくという生き方は、あってもいいと思うが、でも、はっきりいって自分が部落民という自覚をもったらいかん、というのは極論だろう。

秋定 それにこだわりたい、それを軸に日本を変えたいというものだろう。

渡辺 そういう運動をしたいという人は、解放同盟にくるだろうし。

北口 それは、やはり自己決定でしょう。

渡辺 全解連が、そういう運動方針を取らないでいいけど。

北口 今、大学の講義で、安楽死や尊厳死などそういう話で、自己決定の話をしている。部落民も憲法一三条を根拠にした、自己決定権がある。それで、私はいいのではないかと思う。それを、お前は部落民やから、と他者が決定するのはよくない。しかし、自己決定をする前提にどんな情報を入れるかによって、その人の自己決定の仕方が違う。そこをどうするか、という問題がでてくると思う。

秋定 情報の選択と教育（自修と深化）によるのか。

北口 そうです。

野口 部落解放運動にロマンがあると実感できれば、アイデンティティを部落解放運動にもっていくわけだが。

北口 その宣伝の仕方、要するに、むちゃくちゃオルグしていくのか、もつと情報の提供の仕方、5W1H、何を提供するのか、誰が誰に対してやるのか、どのよう

にやるのか、そういうことも大事だと思う。同和教育でも、部落民宣言をいまだに強調しているところがある。全国に行ったら、教師も抵抗あるし、子どもも抵抗がある。

野口 抵抗があるなら、やめたらいい(笑い)。

北口 本人に、まかしておいたらいいのではないかと、いったり。

野口 少なくとも、涙を流さなような部落民宣言は、やめた方がよい。

北口 ただ自分が死にたいと思ったら、死んでもいいのかというような自殺の自己決定の問題は別だ。自己決定といっても、自己決定の前提が大切である。たとえば青年が五階から飛び降りようとしている。その時に、君の自己決定を尊重するから早く飛び降りろ、といったらそれはおかしい。

渡辺 まとめるつもりもないが、部落民とは何かとか、部落とは何かと考えることは、たぶん、机上の空論をしているわけではなくて、どういう社会をめざすのかとか、そこへ至る組織、解放の主体をどこにおくかとか、ということなのだ。いろんな人に読んでもらって、そこから議論を活発にしたらえればいいかな、とっている。どうも、お疲れさまでした。

〈参考文献〉

- 藤原 宏 「何をもって部落解放と判断するのか」 『第三回 同炎の会全国交流会』 一九九六年七月
- 杉之原寿一 「「新たな解放理論の創造」を放棄した解同」 『部落問題研究』一四二 一九九七年一二月
- 柴谷篤弘 『比較サベツ論（明石ライブラリー3）』 明石書店 一九九八年一月
- 野口道彦 「部落とは何か、部落民とは何か？—一九九三年全国調査のもう一つの読み方」 『明日を拓く』二二二号 東日 本部解放研究所 一九九八年一月
- 角岡伸彦 「特集 部落民とは誰れか」 『現代思想』二月号 青土社 一九九八年二月
- 峯岸賢太郎 「シンポジウム 差別と人権と歴史学 報告Ⅰ 部落問題の過去・現在・未来」 『人文学報』二八七号 東 京立大学人文学部 一九九八年三月
- 部落解放同盟大阪府連合会執行委員会編 『部落解放運動に は夢がある—第三期部落解放運動論の提案』 一九九八年四月
- 住田一郎 「差別は幻想か」 『こべる』〇六二 一九九八年五月
- 朝治武・灘本昌久・畑中敏之編 『脱常識の部落問題』 かもがわ出版、一九九八年五月
- 吉田智弥 「部落問題の新しい局面、または位相」 『こべる』 〇六三 一九九八年六月
- 原田琢也 「部落問題と「共同幻想論」をめぐって」 『こべる』 〇六五 一九九八年八月
- 藤田敬一編 『「部落民」とは何か』 阿吽社 一九九八年九月
- 山城弘敬 「言葉を取り去って見える者—「部落・部落民・部落差別」をめぐって」 『こべる』 〇六六 一九九八年九月
- 奥田 均 『人権のステージ—夢とロマンの部落解放』 解放出版社 一九九八年一〇月
- 杉之原寿一・古川利道・峯岸賢太郎・丹波正史 「大型シンポジウム・差別とは何か」 『解放の道』一八〇 全国部落解放運動連合会 一九九九年一月
- 角岡伸彦 「『現代思想』二月号」 特集 部落民とは誰れか 『ひょうご部落解放』 八七号 兵庫部落解放研究所 一九九九年五月
- 部落解放同盟中央本部 部落解放同盟大阪府連合会編 『身元調査 許されざること 許されること』 一九九九年七月
- 野口道彦 「「部落民」とは何か—どう概念規定するのか」 『部落解放』 四五六号 解放出版社 一九九九年七月

安丸良夫／タカシ・フジタニ「対談 いま、民衆を語る視点と

は？―七〇年代の民衆研究と八〇年代インドで起こった

サバルタン研究をつなぐ「民衆」へのまなざし」『世界』

七月号 岩波書店 一九九九年七月

杉之原寿一 『部落解放の「虚構理論」批判』 部落問題研究

所 一九九九年九月

エンパワメントと人権

エンパワメントは自分のなかにあるちからを他者との関係のなかでひきだすこと。そのような視点からいじめ、人権侵害にどう取り組んでいけばよいのか具体的な方法を提供する。

森田 ゆり著

解放出版社

四六判、197頁

1、700円＋税



解放出版社